

神戸市立向洋小学校保護者会会則

第1条 この会は、神戸市立向洋小学校保護者会といい、事務局を神戸市立向洋小学校に置く。

第2条 この会は、会員が協力して、次のことを目的として活動する。

1. 児童の幸せを守るために、家庭と学校の緊密な連携を図る。
2. 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。
3. よりよい社会を作るために会員の教養を高め、成人教育をさかんにする。
4. 公教育を充実するよう働きかけ、これの確保に協力する。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第3条 この会の会員になることのできる者は、次の通りである。

1. この学校に在籍する児童の父母、または、これに代わる保護者（以下「保護者」という）。

第4条 学年保護者会および学年委員

1. 各学年は第2条の目的を達成するために学年保護者会を組織する。
2. 年度当初に学年委員を選出する。

第5条 学年保護者代表

1. 各学年委員の互選により、学年保護者代表1名を選出する。

第6条 本部役員会

1. 会の円滑な運営を図るため、本部役員会を組織し、次の役を置く。

会 長 1名（保護者）

副会長 3名程度（保護者）

書 記 3名程度（保護者・教師）

会 計 2名程度（保護者・教師）書記との兼任を妨げない

顧 問 校長 役員経験者のうち本部役員会の指名する者

第7条 本部役員を選出は次の通り行う。

1. 役員選考委員会を運営委員会より組織し、本部役員を選考する。
2. 顧問は、役員選考委員会の求めに応じて助言することができる。

第8条 本部役員任期は、原則として2年とする。但し1年毎に承認を得る。

第9条 会長は次の職務を行う。

1. この会を代表し、総会の承認を得て会務を統括する。
2. 総会、運営委員会および本部役員会を召集する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長が不在の際にその職務を代行する。

第11条 書記は次の職務を行う。

1. 本部役員会および運営委員会の議事ならびに会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示にしたがってこの会の庶務を行う。

第12条 会計は、会費の管理出納を行う。

第13条 顧問は総会、運営委員会、本部役員会等に出席して意見を述べるができる。

神戸市立向洋小学校保護者会会則

第14条 運営委員会

1. 運営委員会は、本部役員と学年委員で組織し、必要に応じて開催する。
2. 運営委員会は、会則に定めるもののほか、この会の運営についての重要事項を決定する。

第15条 保護者会総会

1. 定例総会は、年度初めに開催し、前年度活動報告、新年度の事業計画を審議する。
2. 総会の開催は、文書をもって3日以前に通知する。
3. 総会は全会員数の過半数をもって成立する。
但し、委任状をもって出席に代えることができる。
4. 総会の決議は出席会員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第16条 会費

1. 保護者会の円滑な運用を図るための経費として、在籍児童数を基準に会費を徴収する。
2. 会費の徴収実務は神戸市に委任する。
3. 会費の決算の監査は、運営委員会より会計監査を2名選出して行う。

第17条 この会則を改めるときは、総会にはかり、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第18条 本会則は、平成 18年 1月 19日から施行する。

平成19年5月 会則第6条の1改正

※改正の趣旨・・・人数に幅を持たせることにより、今後の保護者会活動の活性化を図る

平成20年5月 会則第6・7・13条の改正

※改正の趣旨・・・本部役員人員条項の修正、本部役員会、運営委員会他の運用の見直し

平成21年5月 会則第6条の1改正

※改正の趣旨・・・新たに役員経験者に顧問をお願いできるようにした

平成22年度改正の趣旨

※会費徴収条項の追加、それに伴い 本部役員役職として会計、運営委員会選任の会計監査を追加

※世話係の活動の見直しに伴う世話係会開催条項の削除

令和2年度「学級委員改め学年委員」改正の趣旨

※委員の選出人数の再検討。学級ごとではなく学年ごとに委員を選出する

※学年ごとに選出することにより、立候補者の偏りによる非効率の解消を行う